

# 組合ニュース

発行：2015年3月31日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail:oitauu@fat.coara.or.jp

## 夏期ボーナス増額で妥結

### —交渉は今後も継続—

#### 第8回団体交渉報告

第8回目の団体交渉を3月24日に行い、法人側から石川理事ら7名、組合側から岡田委員長ら12名が出席しました。

法人が人事院勧告をそのまま適用して、今年4月から賃金の平均2%カット（3年間は現給保障）を行おうとしていることに対し、現給保障はあるものの、毎年の定期昇給分がなくなることで多くの教職員が不利益を受けることになり、組合はこのことの代償措置を要求しています。

前回の団交（3月17日）で、組合が不利益変更の代償措置として、それが全体に満遍なく行き渡るよう、大学独自の地域手当の導入や現給を回復するまでの現給回復期間の延長を求めたのに対して、法人はこれらを拒否しましたが、法人独自の「激変緩和措置」を1週間以内に提案したいと回答したことは前回の組合ニュースでお知らせした通りです。今回の団交はこの激変緩和措置を主題として行われました。

#### ■法人はボーナス増額を回答

賃金に関して法人は、最初に以下の回答を行いました。

〈最初の回答〉  
平成27年度に限り、6月期支給の勤勉手当を1/100月分増額（標準の場合の支給率 75/100→76/100）

つまり、今年夏のボーナスが通常よりも給与の基本月額約1%だけ増額されるという内容です。3年前の平均7.8%の給与カットなどここ数年の不利益変更に対する組合からの代償措置や激変緩和措置の提案と要求は、これまでことごとく拒否されてきました。それに比べれば

今回の回答は、方向として私たちの要求をくみ取ろうとする姿勢が見えるものであり、評価に値するものだと判断できます。

しかし、教職員の不利益の程度から考えれば、月給の1%は低くて、気がつかない程度の金額であり、組合はさらなる増額を粘り強く求めました。このやりとりの途中で、理事をはじめとする法人側は一時退席して検討を行い、その結果、

〈2回目の回答〉  
平成27年度に限り、6月期支給の勤勉手当を2/100月分増額（標準の場合の支給率 75/100→77/100）

という増額回答を引き出すことができました。

#### ■これまでなかった法人の姿勢を評価

先ほど述べたように、定期昇給分がしばらくなくなることを考えると、不利益変更であることに変わりはありませんが、団体交渉の中で、組合の要求を多少なりとも受け入れるという姿勢を評価し、以下の条件の下に今回の交渉は妥結しました。

条件とは、①賃金の平均2%カットは長期的な影響を及ぼすので、平成28年度以降も継続して交渉を行う。②代償措置として組合が求めていた非常勤職員の待遇改善について、今後も継続的に協議を行い、早急に一定の方針を示す。③ラスパイレス指数の解釈についても継続的に協議を行い、早い時期に労使の共通認識を持つ。

以上が今回の交渉結果です。ご意見等があればお気軽に組合までお寄せください。

